

標準貨物自動車運送約款

(平成二年十一月二十二日 運輸省告示第五百七十五号)

最終改正 令和六年二月二十一日

国土交通省告示第二百十号

目次

- 第一章 次則(第一条・第二条)
- 第二章 運送業務等
 - 第一節 通則(第三条・第五条)
 - 第二節 運送の申込み及び引受け(第六条・第十七条)
 - 第三節 積付け(第十八条)
 - 第四節 貨物の受取及び引渡し(第十九条・第二十六条)
 - 第五節 指図(第二十七条・第二十八条)
 - 第六節 事故(第二十九条・第三十二条)
 - 第七節 運賃、料金等(第三十二条・第三十八条)
 - 第八節 責任(第三十九条・第五十二条)
 - 第九節 連絡運輸(第五十三条・第六十条)
- 第三章 積込み又は取卸し等(第六十一条・第六十四条)

第一章 総則

(事業の種類)

- 第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

- 第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

- 第三条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

- 第四条 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

(適用範囲)

- 第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところによります。

- 第二条 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

- 第三条 当店は、前項の規定にかかるわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

- 第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質やすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- 第五条 当店の貨物の引渡し期間は、次の日数を合算した期間とします。

- 一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日

- 二 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

- 三 集配期間 集貨及び配達又は発送及び到着地(団地、アパートその他高層建築物)にあっては、その名称及び電話番号を含む。

- 四 運送の申込み

- 第五条 当店に貨物の運送を申込む者(以下「申込者」という。)は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

- 一 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

- 二 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

- 三 集貨及び配達又は発送及び到着の希望日時

- 四 運賃、料金等の額

- 五 運送の扱種別

- 六 運賃、料金(第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第六十一条に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条第一項に規定する附帯業務料等をいう。)、燃料、サーキュレーション、有料道路利用料、立替金その他の費用(以下「運賃、料金等」という。)の支払方法

- 七 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

- 八 高価品については、貨物の種類及び価額

- 九 第六十二条第一項に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

- 十 第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

- 十一 運送保険に付することを委託するときは、その旨

- 十二 特約事項があるときは、その内容

- 十三 本約款の内容について承諾する旨

- 十四 その他その貨物の運送に関し必要な事項

- 十五 前項において、当店が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す)る方法であつて当店で定めるものをいう。以下同じ。)による運送の申込み方法を定めているときは、前項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

- 十六 条款の引受け

- 十七 条款の引受け

- 十八 条款の引受け

- 十九 条款の引受け

- 二十 条款の引受け

- 二十一 条款の引受け

- 二十二 条款の引受け

- 二十三 条款の引受け

- 二十四 条款の引受け

- 二十五 条款の引受け

- 二十六 条款の引受け

- 二十七 条款の引受け

- 二十八 条款の引受け

- 二十九 条款の引受け

- 三十 条款の引受け

- 三十一 条款の引受け

- 三十二 条款の引受け

- 三十三 条款の引受け

- 三十四 条款の引受け

- 三十五 条款の引受け

- 三十六 条款の引受け

- 三十七 条款の引受け

- 三十八 条款の引受け

- 三十九 条款の引受け

- 四十 条款の引受け

- 四十一 条款の引受け

- 四十二 条款の引受け

(運送の扱種別等不明な場合)
第十二条 当店は、荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別その他その貨物の運送に必要な事項を明示しなかつた場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。

第十三条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいやうに表示しなければなりません。ただし、当店が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に對して次に掲げることを請求することができます。

一 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること。

二 当該貨物の運送につき、付添人を付すること。

三 個数

四 その他運送の取扱いに必要な事項

第五条 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもつて前項の外装表示に代えることができます。

第六条 荷送人は、荷造りをしなければなりません。

第七条 当店は、荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

第八条 当店は、荷造りが十分でない貨物であつても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

第九条 当店は、荷造りが十分でない貨物であつても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

第十条 当店は、荷造りが十分でない貨物であつても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

第十二条 荷送人は、荷造りをしなければなりません。

第十三条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいやうに表示しなければなりません。ただし、当店が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に對して次に掲げることを請求することができます。

一 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること。

二 当該貨物の運送につき、付添人を付すること。

三 個数

四 その他運送の取扱いに必要な事項

第五条 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもつて前項の外装表示に代えることができます。

第六条 荷送人は、荷造りをしなければなりません。

第七条 当店は、荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

第八条 当店は、荷造りが十分でない貨物であつても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

第九条 当店は、荷造りが十分でない貨物であつても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

第十条 当店は、荷造りが十分でない貨物であつても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

第十二条 荷送人は、荷造りをしなければなりません。

第十三条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいやうに表示しなければなりません。ただし、当店が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に對して次に掲げることを請求することができます。

一 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること。

二 当該貨物の運送につき、付添人を付すこと。

三 個数

四 その他運送の取扱いに必要な事項

第五条 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもつて前項の外装表示に代えることができます。

第六条 荷送人は、荷造りをしなければなりません。

第七条 当店は、荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

第八条 当店は、荷造りが十分でない貨物であつても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

第九条 当店は、荷造りが十分でない貨物であつても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

第十条 当店は、荷造りが十分でない貨物であつても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

第十二条 荷送人は、荷造りをしなければなりません。

第十三条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいやうに表示しなければなりません。ただし、当店が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

(指図に応じない場合)

第二十八条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節 事 故

(事故の際の措置)

第二十九条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に對し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

1 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発見したとき。

2 初回の運送経路又は運送方法によることができなくなつたとき。

3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

(危険品等の処分)

第三十条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が

2 図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3 前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第七節 運賃、料金等

(事故証明書の発行)

第三十一条 当店は、貨物の全部滅失に關して証明の請求があつたときは、その貨物の引渡し期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(運賃、料金等)

第三十二条 当店は、燃料サーキャージを除く)及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーキャージを收受します。

3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適當となつたと認めるときは、他の一方に對し、額の変更の協議を求めることがあります。

4 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く)を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

(運賃、料金等の收受方法)

第三十三条 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を收受します。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から收受することを認めることができます。

4 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く)を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

(運賃、料金等)

第三十四条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が第十六条第一項に規定する附帯業務を行なう場合における待機した時間)を除く)を除く)を定めます。

2 前項の運賃、料金等については、運賃、料金等の額が確定しないときは、その過不足を払い戻し、又は追徴します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、運賃、料金等の割合で、延滞料(延滞料)

第三十五条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

4 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

(運賃請求権)

第三十六条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたときは、当店が責任を負う事由により滅失し、又は損傷を生じたときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。

2 前項の中止手数料は、次の中止の指図をしたとき(中止手数料)

第三十七条 当店は、第二十七条及び第二十九条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合には、不足があるときは、この限りではありません。

2 一運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき(中止手数料)

第三十八条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することができます。ただし、荷送人が、運送引受書に記載した運賃、料金等の三十パーセント以内

2 一運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき(中止手数料)

第三十九条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

(責任と誓証)

第四十条 当店は、貨物の受け取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他の運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(コンテナ貨物の責任)

第四十一条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものの滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他の運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

2 一荷送人が貨物を詰めたものであること。

2 コンテナの封印に異常がない状態で到着していること。

2 特殊な管理を要する貨物の運送の責任)

第四十二条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第一号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

(運送申込書等の記載の不完全等の責任)

第四十三条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送申込書の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

(免責)

第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

1 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害

2 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

3 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

4 不可抗力による火災

5 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

6 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

7 荷送人又は荷受人の故意又は過失

(高価品に対する原則)

第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないととき。

2 当店は、前項各号の場合において、指図を待つとまがないときは又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

第八節 責 任

(責任の始期)

第二十九条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に對し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

1 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発見したとき。

2 初回の運送経路又は運送方法によることができなくなつたとき。

3 第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(危険品等の処分)

第三十条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が

2 図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第三十一条 当店は、貨物の全部滅失に關して証明の請求があつたときは、その貨物の引渡し期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(運賃、料金等)

第三十二条 当店は、燃料サーキャージを除く)及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーキャージを收受します。

3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適當となつたと認めるときは、他の一方に對し、額の変更の協議を求めることがあります。

4 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く)を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

(運賃、料金等の收受方法)

第三十三条 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を收受します。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から收受することを認めることができます。

4 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く)を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

(運賃請求権)

第三十四条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が第十六条第一項に規定する附帯業務を行なう場合における待機した時間)を除く)を定めます。

2 前項の運賃、料金等については、運賃、料金等の額が確定しないときは、その過不足を払い戻し、又は追徴します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、運賃、料金等の割合で、延滞料(延滞料)

第三十五条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

4 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。

(事故等と運賃、料金等)

第三十六条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたときは、当店が責任を負う事由により滅失し、又は損傷を生じたときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。

2 一運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき(中止手数料)

第三十七条 当店は、第二十七条及び第二十九条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の三十パーセント以内

2 一運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき(中止手数料)

第三十八条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

(責任と誓証)

第四十条 当店は、貨物の受け取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他の運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(コンテナ貨物の責任)

第四十一条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものの滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他の運送のために使用した者の